

松江市告示第 368 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び 所在地	事業所の名称及び 所在地	指定年月日	指定した 事業	事業の主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人桑友 松江市天神町 93	オフィスまるべりー 松江市朝日町 477-17（松江 SUN ビル 6 階 602・605）	令和 4 年 6 月 1 日	就労定着 支援	知的障害者、精神障害者	3210101626